

V いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校におけるいじめの防止等の対策は、本校のすべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくするようにすることを旨として行うものである。
- 本校におけるいじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるように、すべての教育活動を通じて体系的・計画的に指導することを旨として行うものである。
- 本校におけるいじめの防止等の対策は、国、県、町の方針を踏まえ、地域住民、家庭その他の関係者との連携の下、いじめの問題の早期発見、早期対処、早期克服を目指して実施するものである。

2 本校の基本方針の内容

- 県、町の指導助言や本校におけるこれまでのいじめ対策の蓄積を生かし、法に規定されたいじめの防止等のための取組を規定するものである。
- いじめの防止や早期発見、早期対処、早期克服が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載するものである。
- 本校の基本方針の実現に当たっては、学校はもとより、地域社会に法の意義を普及啓発するとともに、いじめに対するこれまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施方法等について記載するものである。

3 いじめの定義

- この基本方針において「いじめ」とは、生徒に対して、本校に在籍する別の生徒や、当該生徒と一定の人的関係にある他校の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

4 いじめの理解

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、本校を含めた地域社会全体がそれぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- いじめは本校を含めたどの学校にも、どの生徒にも起こりうるものであり、当該生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるものである。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにする必要がある。

5 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

- 関係者が一体となり、体系的・継続的な取組を行う。
- 本校の教育活動全体を通じ、心に響く指導を積み重ね、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、心の通う温かい人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 併せて、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、いじめの背景にあるストレスに適切に対処できる力を育む指導の充実を図る。

(2) いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向けては、いじめへの迅速な対処の前提であることをすべての大人が認識したうえで、互いに連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めなければならない。
- いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく、判断しにくい形で行われることを十分認識しておく。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制整備に不断に取り組む。
- 学校は、いじめ発生の可能性がある場合は、被害者の立場に立ち、十分な配慮をした上で、迅速に関係者から丁寧かつきめ細かな事実関係の聴取を組織的に行う。

(3) いじめへの対処

- いじめが確認された場合には、いじめを受けた生徒の安全を迅速に確保し、いじめたとされる生徒等に対して適切な指導等を行う。
- 本校職員は、平素からいじめを把握した場合の対処の在り方について共通理解を図るとともに、早期対処、早期克服に向けた体系的、組織的な対応がなされるよう不断の体制整備に努める。
- いじめたとされる生徒等に対する指導の後、いじめの行為が続いていないか一定期間見守り続けるとともに、その反省や教訓を糧に、互いを尊重し合い、認め合う集団づくりに取り組む。
- 必要に応じて、県、町教育委員会や関係機関の支援を要請する。

(4) 家庭や地域との連携について

- 平素から、家庭・地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者、家庭、地域との連携した対策の推進に努める。
- 平素から、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域社会が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。
- この基本方針を広く地域住民やPTAに周知するために、学校公式ホームページに掲載するとともに、いじめ認知件数も公表し、検証を仰ぐ機会とする。

(5) 関係機関との連携について

○平素から、町教育委員会や警察、学校運営協議会等の関係機関との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制等の構築に努める。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

ア いじめの防止等に関する基本的な考え方

○学校いじめ防止基本方針（法第13条）

「学校におけるいじめの防止組織基本方針」（いじめ防止対策推進法 第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

○本校において、法に基づき、国、県、町の基本方針を参考にして、取組の方向や内容等を定める。

○学校の実態に基づき、年間を通した具体的な指導内容のプログラム化を図る。

○PDCAサイクルを盛り込み、基本方針が学校の実情に即して機能しているかどうかの点検、見直しを図る。

○改定に当たっては、全職員での協議の上、保護者や地域住民、生徒の意見等を取り入れる。

イ 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

○法第22条に基づき、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ問題対策委員会）を以下の通り設置する。

「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（いじめ防止対策推進法 第22条）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ウ いじめ問題対策委員会の構成メンバー

○基本的に、生徒指導部会を母体として組織する。

○必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官、福祉事務所相談員等の専門家を加えることとする。

エ いじめ問題対策委員会の主な役割

○取組の実施、年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

○いじめの疑いに係る情報の共有並びに認知を行う役割

○いじめの認知、非認知に関わらず、事後の指導や支援体制・対応方針の決定、保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

オ 情報集約担当者の設置

○校内におけるいじめに関する情報の窓口を一本化するために、情報集約担当者（生徒指導主事が兼務）を置く。

○いじめの相談、通報の窓口としての役割

○いじめの疑いに係る情報の収集、記録、整理の役割

(3) 年間計画・・・PDCAサイクルの期間

月	学校全体としての取組		「命を大切にする心」を育むための計画 (中心的な学習活動)
4	職員会議	前年度の課題把握 本年度の実施計画審議	
	学校だより 学校運営協議会	保護者・地域へ実施計画の公開 本年度実施計画の検討・決定	
5		ひまわりアンケート実施 (月1回)	2年「生命尊重」(道)
6	教育相談	生活アンケートの実施	1年「水俣病学習」(道・学) 2年「水俣病学習」(道・学) 3年「水俣病学習」(道・学)
	校内研修	教育相談の実施 教育相談後の生徒に関する協議 人権レポートの読み合わせ	人権集会 2年「かけがえのない命」(道) 3年「生命の尊さ」(道)
7	職員会議	1学期の反省	1年「健康と安全な生活」(学) 1年「生命の尊さ」(道) 2年「手軽な出会いに潜むもの」(学) 3年「生涯を支える健康と安全」(学)
	学校運営協議会		
8			3年「私たちの毎日と食生活」(学)
9			
10			1年「思春期の心とストレス解消法」(学) 2年「生命誕生」(学) 3年「エイズ・性感染症の予防」(学)
11	教育相談	生活アンケートの実施	1年「今を生きる大切さ」(道) 2年「健康で安全な生活」(学)
	校内研修	心のアンケートの実施	
12	職員会議	教育相談の実施	1年「十年後の自分を考えよう」(学) 2年「心と体の健康」(学)
	学校運営協議会	教育相談後の生徒に関する協議 2学期の反省	
1			3年「悩み・不安・ストレス解消に向けて」(学)
2		生活アンケートの実施	1年「生き方いろいろ」(学)
3	校内研修	人権レポート読み合わせ 気になる生徒についての協議	
	職員会議 学校運営協議会	3学期及び年間の反省 次年度に向けての審議	
【日常的な取組】			
・生徒理解朝会(毎週金曜日)による全職員での共通理解と共通実践			
・心の教室相談員・学級支援員との緊密な連携による生徒の実態把握			

2 いじめ防止の取組

(1) 学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ア 生徒指導の充実を図り、教育活動全体で豊かな心の育成を目指す。特に、社会性や規範意識、思いやりの心を育むために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。
- イ 豊かな情操やコミュニケーション能力等を育むため、読書活動を推進する。
- ウ 生徒同士のコミュニケーションの機会を増やすために、授業でペア学習やグループ学習を積極的に活用する。

(2) 生徒の主体的な活動の推進

生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動を行う。特に1学期には、人権集会を開催し、人権宣言と人権作文の発表を通して、人権意識の向上を目指す。

(3) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保

心の相談員や養護教諭など、いじめ防止に専任的に関わる職員を定めるとともに、心理や福祉の専門家など、外部専門家の活用を行う。

(4) いじめの防止等に関する教職員研修の充実

いじめの問題に適切に対応できるように、教職員研修の充実を図る。法や基本方針等の解釈や生徒の心のケア等に関する校内研修を行う。

(5) いじめの問題に関する正しい理解の普及啓発

学級懇談会やPTA行事、学校公式ホームページ等を通じて、いじめの問題等への取組について、更なる理解が得られるよう広報啓発を充実させる。

(6) いじめ問題対策委員会での協議

いじめ問題対策委員会において、いじめのない学校づくりに向けた協議を行うとともに、保護者、地域に向けた啓発を充実させる。

3 いじめの早期発見といじめに対する措置

(1) いじめの早期発見

ア 朝のあいさつ運動

朝の登校時、職員と生徒会等によるあいさつ運動を行う。参加は自発的であるが、生徒と気持ちよいあいさつを交わすことにより、授業とは違った生徒と教師との交流を図り、いじめの相談等のSOSが出しやすい関係の構築に努める。

イ 生徒理解

職員会議や校内研修で、生徒に関する多方面からの情報交換を行うことによって、いじめの早期発見とともにいじめを見抜く資質の向上に努める。

ウ いじめに関するアンケートの実施と教育相談体制の充実

学期に1回の教育相談を実施する。そのために、1、3学期には学校独自のアンケート、2学期には「心のアンケート」を実施する。担任以外の教師とも教育相談を行うことができるようにして、いじめの相談の窓口を広げる。

エ 意見箱の設置

生徒会は、意見箱を複数箇所に設置し、生徒がいつでも利用できるように、定期的に用紙を配付し、いじめの早期発見に努める。

オ 生活ノートを活用

いじめの相談がしやすいように、生徒全員にしおりを配付し、生活ノートにしおりを綴じて、相談する仕組みをつくる。

カ 日常的な職員と保護者・地域との連携促進

「子どものサイン発見チェックリスト」を学期に1回全家庭に配付し、家庭や地域との連携を密にし、いじめの早期発見に努める。 ※【別紙1】参照

(2) いじめに対する措置

※【別紙2】参照

担任や学年が中心となり、組織的に対応する。

被害生徒・加害生徒からの事実関係の聴取からいじめ解決のための指導、家庭連絡まで、組織的に対応する。（報告、連絡、相談の徹底）

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味について

生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- 年間30日の欠席を目安とする（ただし、一定期間欠席が連続している場合は、この限りではない）

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立てがあったとき

イ 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

- 学校は上記アに照らし対応を要すると判断した場合には、その時点での学校の認識に関わらず調査組織を設置し、迅速に調査に着手する。
- 学校は、重大事態が発生した場合、津奈木町教育委員会を通じて津奈木町町長に報告するとともに、芦北教育事務所、関係機関にも併せて報告する。

ウ 調査を行うための組織について

- A いじめ問題対策委員会を母体として組織するが、当該いじめの態様や性質に応じて、公平性・中立性を担保するために、必要に応じて専門家等の第三者を加える。
- B いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、十分な聴き取りを行う。
- C 客観的・総合的な分析評価を行う。

D 保護者や生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況及び調査結果の説明を行う。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至ったいじめの概要、生徒の人間関係等の背景、学校・教職員の対応などの事実関係を網羅的に明らかにすることを目的とする。

A いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

○いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

○いじめられた生徒や情報提供者を守ることを最優先する。

○調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導やいじめられた生徒へのケア・学習支援等を継続的に行う。

B いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

○当該生徒の保護者の要望・意見を聴取し、迅速に今後の調査について協議し、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手する。

オ その他留意事項

○学校全体の生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、地域も含めて、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

カ 重大事態が発生した場合の対応

※【別紙3】参照

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

○学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について誠意をもって説明する。また、最終説明までの間に、適時・適切な方法で経過報告を行う。

○学校は、説明するに当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に、説明を怠ることがないようにする。

○学校は、調査対象に対して、調査の実施により得られたアンケートを、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ説明するなどの措置をとる。

○学校は、調査を行う場合、津奈木町町教育委員会の指導支援を受けて適切に対応する。

イ 調査結果の報告

○調査結果については、津奈木町長に報告する。

第3 その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

1 基本方針見直しの検討

国及び県の基本方針見直しの方向性に基づき、本校でも基本方針の見直しの検討を行う。基本方針の見直しの視点は以下の通りである。

- ・基本方針が、生徒の実態、学校及び地域の実情に即しているかどうか。
- ・いじめ防止に向けて、それぞれの職員の役割が明確になっているかどうか。
- ・全職員でいじめ防止に向けて取り組む体制ができているかどうか。
- ・いじめ防止に対してのPDCAサイクルがうまく機能しているかどうか。

以上の内容を中心に定期的に基本方針の点検を行い、必要に応じて内容の見直しを検討する。

学級担任・学年部等	いじめ問題対策委員会 (生徒指導部会)	管理職（校長、教頭） 対応方針
●いじめの把握（訴えの受信）（いじめと疑われる情報の入手）		
①情報集約担当者への報告・相談	①事実関係確認のために、管理職と情報集約担当者、学年主任学級担任等で役割分担 ・記録（時間、内容）	①いじめ問題対策委員会の招集
②関係生徒からの第一次事実関係確認	②聴き取った内容についての情報共有	②いじめへの対応基本方針を決定
③関係生徒からの第二次事実確認 ・複数で対応 ・記録（5W、1H） ・迅速な初期対応	③今後の対応に関する共通理解 ・聴き取った情報の共通理解 ・いじめの認知 ・いじめへの対応・方針の決定と共通理解	③町教育委員会へ速報
④保護者への連絡 ・家庭訪問等で、簡単な事実を説明（丁寧な説明に留意する）	④個別の生徒への指導方針決定	④個別の生徒への指導方針決定
⑤管理職へ報告・相談	⑤総括・計画	⑤臨時職員会議（職員朝会） ・概要の説明 ⑥町教育委員会への報告

【いじめられている生徒への対応】 ・いじめ問題対策委員会が学級担任を中心に役割を分担して、立場の弱い生徒、いじめられた生徒に寄り添って全力で組織的に対応する。 ・予断をもたずに丁寧に聴き取り、安易な解釈等をしない。 ・発言をじっくり待ち、状況を可能な限りきめ細かく把握する。 ・聴き取り後は、状況に応じて担任や学年主任等の複数教員で家庭訪問を行い、把握した事実関係や学校の対応方針・取組を説明し、保護者との信頼関係づくりに全力を注ぐ。 ・担任を中心として、学級づくりの再構築を行うとともに、いじめられた生徒の安心・安全な居場所づくりのための体制整備と、当該生徒と教師間のSOSシグナルの取り決めに申し合わせる。 ・同委員会で指導・支援の状況を継続的に確認し、必要に応じて改善策を講じる。	
【いじめている生徒への対応】 ・いじめ問題対策委員会で学級担任を中心に役割を分担して対応する。状況によっては、保護者同席で事実確認を行う。 ・いじめていることが確認できた場合、指導して即行為をやめさせる。 ・やっている行為や気持ちを聴き、行為の不当性に気づかせる。 ・きめ細かな事実関係を丁寧に説明し、保護者が事実と向き合い、学校と連携して解決に向け取り組むよう強く働きかける。 ・いじめの様態が犯罪行為である場合は、警察と連携し、適切に対応する。	【観衆・傍観している生徒への対応】 ・いじめ問題対策委員会で役割を分担して対応する。 ・事実関係を伝え、自らの問題として取り組む強い姿勢を促す。 ・事実関係をきめ細かに整理し、全体像把握を明らかにする。 ・保護者が事実と向き合い、学校と連携して解決に向け取り組むよう強く働きかける。

1 いじめの把握（いじめと疑われる情報の入手）

↓ 報告

2 管理職への報告

↓ 指示

3 いじめ問題対策委員会の招集

- 事実確認 1
 - ①いじめられている生徒、いじめている生徒、傍観している生徒からの第一次事実確認
- 協議
 - ①概要把握：調査組織等編成、緊急支援チーム要請検討
 - ②いじめへの対応方針を決定
- 事実確認 2
 - ①いじめられている生徒、いじめている生徒、傍観している生徒からの第二次事実確認
 - ②全容把握：調査組織等編成、緊急支援チーム要請判断
 - ③いじめを受けた生徒の安心・安全の確保
 - ④保護者説明の内容検討・きめ細かな指導方針等の策定
 - ⑤いじめた生徒の指導後や保護者対応後の状況の確認
 - ⑥事後の学校全体のいじめ撲滅に向けた指導方針・方法を検討
 - ⑦学校全体の状況を再チェック

↓ ↑ 情報共有

4 全職員での情報共有

- ①調査組織の役割分担の共通理解
- ②関係の生徒から聴き取ったいじめの全体像を整理
- ③職員が有する情報の交換
- ④対応の方針の説明、全職員で協議・共通理解
 - ・いじめられている生徒、いじめている生徒、観衆・傍観している生徒について、いじめは絶対に許さないとする毅然とした姿勢と成長過程にある生徒を育てる姿勢をもって全職員で指導する。
 - ・全校的な問題として望ましい集団づくりに努める。

町教育委員会への報告

↓

町長への報告

説明

保護者への説明

説明

調査結果
の報告

5 重大事態調査組織による対応

- 第1号重大事態発生時は、町教育委員会との連携の上、組織を編成する。特に、専門的知識・経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加による構成に配慮する。
- 第2号重大事態発生時は、いじめ問題対策委員会を母体とするが、当該いじめの態様や性質に応じて専門家等の第三者を加えて編成する。

1 いじめられている生徒

- ・いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先に、事実としっかり向き合う姿勢をもって調査・対応を行う。
- ・予断を持たずに丁寧に聞き取り、安易に解釈等しない。
- ・発言をじっくり待ち、状況を可能な限りきめ細かく把握する。
- ・把握後内容を整理分析し、一定の状況判断を行うとともに、保護者への説明内容、方法等を検討し、保護者との信頼関係を維持して対応する体制整備を行う。
- ・当該生徒や保護者に対し経過報告を適切に行い、要望等を把握する。

2 いじめている生徒

- ・担任と学年主任等組織的に聴き取る。場合によっては、保護者同席での事実確認をする。
- ・いじめを確認した場合、いじめている生徒への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。
- ・やっている行為や気持ちを聴き、行為の不当性に気づかせる。
- ・きめ細かな事実関係を丁寧に説明し、保護者が事実と向き合い、学校と連携して解決に向け取り組むよう強く働きかける。

3 観衆・傍観している生徒

- ・事実関係を伝え、自らの問題として取り組む強い姿勢を促す。
- ・関係保護者が当事者意識を持ち、学校と連携していじめの解決に取り組むよう働きかける。